

# 農業用ドローン 技能認定取得補助金



補助率：費用の1/5以内

※補助上限 50,000円

# 農業者大型特殊 免許等取得補助金



補助率：費用の1/5以内

※補助上限 20,000円

※農業大学校などの支援対象機関で受講された方は、  
補助の対象外となります。

※令和7年4月1日～令和8年3月31日に新たに認定・免許を取得された  
神埼市の農業者の方を対象としています。  
(上記の期間中で、既に免許や認定を取得された方も補助の対象になります。)

【問合せ先】  
神埼市農林水産課  
☎0952-37-0117

# 事業の概要

## ◇農業用ドローン技能認定 取得補助金

### (補助対象者)

市内に住所を有し営農に携わる者

### (補助対象経費)

農業用ドローンの操作に必要な技術認定の  
新規取得に要する経費

### (補助率)

補助対象経費の1/5以内  
上限額50,000円

## ◇農業者大型特殊 免許等取得補助金

### (補助対象者)

市内に住所を有する農業者で、令和7年度に  
農業大学校などの支援対象機関以外で研修を  
受講する者、受講した者

### (補助対象経費)

農業用大型特殊運転免許やけん引運転免許  
を新たに取得するために要する経費

### (補助率)

補助対象経費の1/5以内  
上限額20,000円

- ※1 ①免許証または認定書の写しと②領収書の写しが必要となります。
- ※2 提出期限は令和8年3月31日までとなります。(令和7年度中に新たに取得される方が対象)
- ※3 免許・認定の取得に係る交通費等の諸経費は補助対象外となります。
- ※4 予算に限りがありますので、取得を予定されている方はあらかじめご相談ください。